

感染性廃棄物の管理

1. 感染性廃棄物とは

医療機関などから生じ、人が感染するおそれのある病原微生物が含まれている廃棄物をいう。感染性廃棄物は、病原微生物の拡散を防ぐため、適切に分別、保管、回収、処理、排出されなければならない。

2. 感染性廃棄物の判断基準

廃棄物処理法では、感染性廃棄物か否かの判断は、「形状」「排出場所」「感染症の種類」で行う。これを踏まえ、院内の運用としては、表 1 の通りとする。

【表 1: 感染性廃棄物の判断基準】

1. 形状 廃棄物が以下のいずれかに該当するもの 1) 血液、血清、血漿、体液(精液を含む) 2) 病理廃棄物(臓器、組織、皮膚など) 3) 血液が付着した鋭利なもの* 4) 病原微生物に関連した試験、検査などに用いられたもの ※非感染性であっても、鋭利なものは感染性廃棄物と同等の取り扱いとする	→	感染性廃棄物
2. 排出場所 感染症病床、手術室、緊急外来室、集中治療室および検査室において治療、検査などに使用された後、排出されたもの		
3. 感染症の種類 1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の治療や検査などに使用された後、排出されたもの 2) 感染症法の四類および五類感染症の治療、検査などに使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等 3) 紙おむつについては、感染症の種類に関わらず、排泄物が付着したものすべてを対象にする		

3. 医療系廃棄物の管理

1) 廃棄物の分別について

廃棄物は「一般廃棄物」と「医療系廃棄物」に大別する。医療系廃棄物は「感染性廃棄物(写真1)」と「非感染性廃棄物(写真2)」に分別する。非感染性廃棄物は「プラスチック・ゴム」「紙・木材・ビニール」「金属類・栄養缶」に分別する。

医療系廃棄物の管理(別添ポスター)を確認し、誤廃棄のないよう分別し廃棄する。



【写真1: 感染性廃棄物容器】



プラスチック・ゴム 紙・木材・ビニール 金属缶・栄養缶

【写真2: 非感染性廃棄物容器】

2) 分別を間違いやすい廃棄物

- 輸液セット⇒感染性廃棄物容器

【理由】: 輸液ボトルの接続部が鋭利。ルート内に血液が付着している可能性がある。

- 抗がん剤投与に用いた空アンプル・バイアル、点滴ボトル・ルート類などの医療器材、調製や投与に用いた個人防護具、汚染リネン(投与48時間以内)⇒感染性廃棄物
【理由】: 廃棄物からの抗がん剤による曝露を防止するため

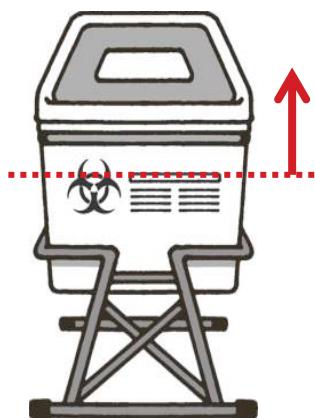
- 劇薬の空アンプル・バイアル⇒感染性廃棄物

- 麻薬・毒薬の空アンプル・バイアル、空瓶、残液⇒薬剤部で回収

※詳しくは「麻薬取扱マニュアル」・「毒薬管理マニュアル」(電子カルテ>院内 Web>薬剤部頁)を参照

3) 感染性廃棄物廃棄時の注意事項

- 感染性廃棄物容器は8分目以上つめ込まない
- 廃棄物が容器から盛り上がりっていても絶対に素手では押し込まない。
- 感染性廃棄物容器には絶対に素手を入れない
- やむを得ず容器内の廃棄物を確認する場合は、必ずヒバサミを使用する



8分目以上は廃棄物
入れないこと

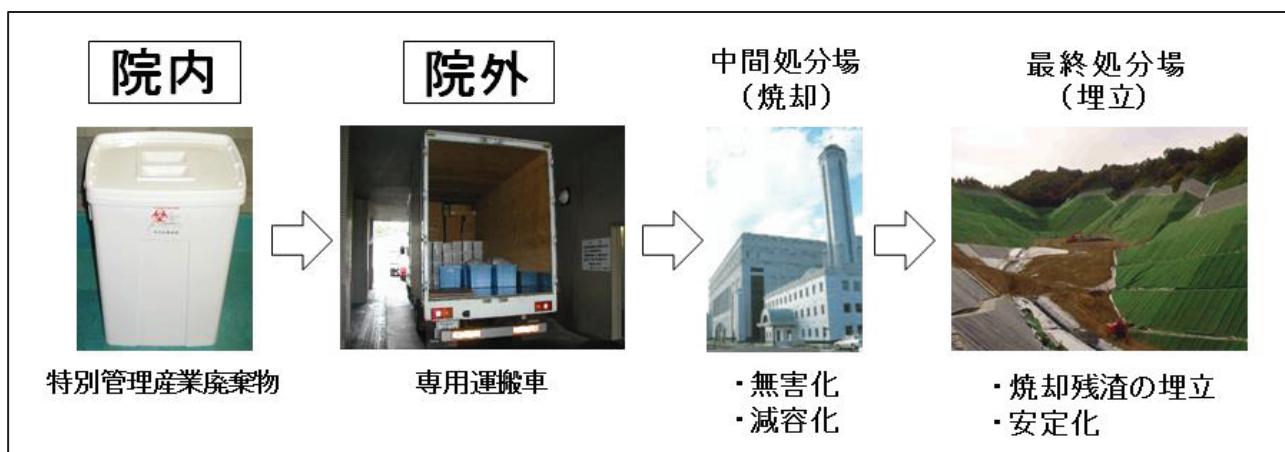


4) 感染性廃棄物の収集方法

- ・ 感染性廃棄物の回収を依頼する場合は、設置場所(病室番号や診療場所等)を感染性廃棄物担当職員へ必ず電話連絡する
- ・ 転科・転棟や退院等で回収が不要になった場合は、感染性廃棄物担当職員への電話連絡を徹底する
- ・ 感染性廃棄物担当職員と清掃職員は、感染性廃棄物周辺に注射針などの鋭利な器材や感染性のある廃棄物が落ちている可能性があるため、マニュアルを遵守し、安全に作業する
- ・ 床に落ちている物品はすべて素手で拾わずに、ピンセットを用いて拾う。廃棄物は素手で押し込まない

5) 感染性廃棄物の保管・処理方法

- ・ 地下保管庫に保管し、関係者以外立ち入れないよう施錠する
- ・ 特別管理産業廃棄物として専用運搬車で処分場まで移送し、埋め立て処理する
(図 1)



【図 1: 感染性廃棄物の最終処理までの流れ】

4. 在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物適正処理について

退院後も在宅で医療を継続される患者に対しては下記を参考に、また次項の説明用紙を活用し、適切な方法で決められた場所に廃棄するよう指導する。

環境省通知※において「現段階での最も望ましい処理方法として、(1)注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、(2)その他の非鋭利な物は市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられる」とされている。

※参考:在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について

平成17年9月8日公布 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長から各都道府県廃棄物行政主管部(局)長あて

1) 注射針などの鋭利器材

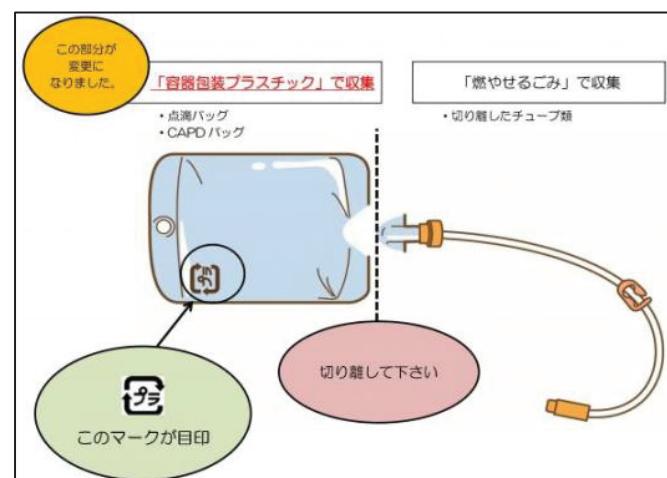
- 在宅で鋭利器材を使用する患者に対して、ビンや缶などの耐貫通性の容器に入れ、蓋をしっかりと閉め、使用済み注射針回収箱（正面玄関付近パーテーション右側）に廃棄するか、または該当診療科に持参するよう指導する
- 指導時には「在宅医療で発生した感染性廃棄物についてのお願い（次項）」を渡し指導する
- 薬剤部は注射針など鋭利器材を患者に渡す際に、「患者・家族の皆様へお願い（資料1）」を添付し、廃棄する際の方法について説明する



【資料1：注射針などの廃棄に関するお願い】

2) 血液などが付着したガーゼやチューブ類について

- 家庭から出る在宅医療廃棄物のうち、医療系ビニールバッグ類、チューブ類、シリンジ、ガーゼ類など鋭利ではないものは一般廃棄物として廃棄することになっている自治体が多い。必ず自宅のある市町村が発行する廃棄物分別ポスター・冊子や市町村のホームページ等を確認した上で廃棄するよう指導する
- 札幌市の容器包装リサイクル法では、CAPDバッグや点滴バッグといった医療系ビニールバッグについては「燃やせるごみ」ではなく「容器包装プラスチック」区分に該当する（図2）



【図2. 医療系ビニールバッグの分別】

患者・家族の皆様へお願ひ 在宅医療に伴い排出される廃棄物について

血糖測定針やインスリン注射針などの鋭利な医療器材は、感染性廃棄物として適切に廃棄しなければなりません。誤って一般ごみとして廃棄してしまうと、ごみ回収作業員等の事故につながる危険性があります。そこで、下記に従って廃棄していただきますようお願い致します。



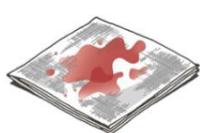
1. 注射針や血糖測定針・インスリン針などの鋭利器材

- 使用後の鋭利器材は、ピンや缶などの貫通しない容器に入れて、ふたをしっかり閉めてください。ビニール袋では針が貫通してしまい事故につながります
- 子供の手の届かない場所に保管してください
- 鋭利器材が8割程度たまつた容器は、ふたをしっかり閉め、病院を受診する際に持参してください
- 正面玄関から入ってすぐのところにあるパーテーション右側（写真）の使用済み注射針回収箱に廃棄するか、または受診科の職員に鋭利器材であることを伝えて廃棄を依頼してください



2. 血液などが付着したガーゼやチューブ類など

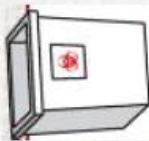
- 必ず自宅のある市町村が発行する廃棄物分別ポスター・冊子や市町村のホームページなどを確認した上で廃棄するようにしてください
- 不明な場合は、病院職員または担当の訪問看護ステーションなどにご相談ください



市立札幌病院

医療廃棄物の管理

針など鋭利なものは白のハザード容器に入れ他の容器には絶対に混ぜない！



感染性廃棄物

白容器

鋭利なもの、割れ物
血液・体液などの液状のもの

- 鋭利な器材（注射針、留置針、メス、破損したガラス片など）
- 薬品ビン・バイアル
- 血液・体液製剤
- 血液・体液の廃液パック（ドレナージパック、J-VAC、リリアパック、メラパック、吸引袋など）
- 人工透析器（ダイアライザー）
- 組織・培地・試験管
- その他、部署で感染のおそれがあると判断される鋭利な物・液体状のもの

あると判断される鋭利なもの・液体状のもの

- （例）
・吸引チューブ（開放・閉鎖式）
・人工呼吸器の加湿器 など

グレー容器に袋

左記以外の感染性のあるもの

- 血液・体液が付着、またはその可能性がある個人防護具・器材（紙おむつ含む）
- 空気・飛沫・接触予防策に用いた個人防護具
- 抗癌剤の調剤に用いた個人防護具
- 尿を廃棄したウロバック・ラミジップ
- その他、部署で感染のおそれがあると判断される鋭利な物・液体状のもの

※飲料用ペットボトル
は入れないこと！

非感染性廃棄物

プラスチック・ゴム

金属類・栄養缶

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 左記感染性に該当しないプラスチック・ゴム製品（ゴロープ等の個人防護具を含む） ● プラスチック製の輸液ボトル・消毒剤容器等（液体を廃棄したもの） | <ul style="list-style-type: none"> ● 金属製品（鋭利ではないもの） ● 経腸栄養剤の缶（液体を廃棄したもの） |
|---|--|

※薬品ビン・バイアル・乾電池は入れないこと！

医療廃棄物

紙・木材・ビニール

金属類・栄養缶

各部署から回収

廃棄物保管庫

産業廃棄物

各部署から回収

廃棄物保管庫

事業系一般廃棄物

各部署から回収

廃棄物保管庫

産業廃棄物

各部署から回収

特別管理産業廃棄物として収集運搬処理